



# 年度 個人の市民税・県民税申告書

(事務所・事業所又は家屋敷に係る分)  
あて先：小田原市長 年 月 日提出

市民税・県民税は、本来住所地の市区町村で課税されるものですが、その市区町村に住所を有しない方であっても、1月1日現在その市区町村に事務所・事業所・家屋敷（以下「事務所等」という。）を有している場合は、その事務所等のある市区町村で均等割が課税されます。ただし、前年中の合計所得金額が一定額以下の方は課税されません。

この申告に当たっては、前年中の合計所得金額等をご記入のうえ、3月15日までに小田原市役所市民税課へご提出ください（郵送可）。

納 税 義 務 者	住 所			
	(フリガナ) 氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	職 業		自宅電話	— ( ) —
	本人該当	障害者・寡婦・寡夫・未成年者（該当する方は、○で囲んでください。）		
	前年中の合計 所得金額	円	←	確定申告書の控え又は源泉徴収票の写しを提出されても結構です。
納税通知書送付先				
区 分	事務所・事業所（店舗、工場）・家屋敷（該当するものを、○で囲んでください。）			
同上の所在地	小田原市			
名称又は屋号		電 話	— ( ) —	
(開・廃)業年月日	年 月 日			

配 偶 者 等 扶 養 控 除					
氏 名	続柄	生 年 月 日	氏 名	続柄	生 年 月 日

\*\*\*留意事項\*\*\*

- 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいい、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。（例えば、医師、弁護士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、法律事務所、教授所など、また、事業主が自宅以外に設ける店舗などがこれに該当します。）
- 家屋敷とは、自己又は家族が居住の用に供することを目的として、住所地以外の場所に設けた家等をいい、必ずしも現に居住していること要しません。また、自己所有のものとは限らず、借家でも該当します。（例えば、常時は妻子のみを住ませ、時々帰宅する関係にある住宅はもとより、いわゆる別荘、マンション、アパート等も該当します。）
- この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら小田原市役所市民税課までお問い合わせください。（電話 0465-33-1351、1352、1353、1357）